

医療福祉拠点整備事業用地（旧体育文化館等跡地）の一時活用について

医療福祉拠点整備事業用地のうち教育会館敷地については、10月26日に土地の明け渡し等を求める訴訟を提起し、できる限り早期の解決を図ることとしたところ。また旧体育文化館等については解体工事が完了する予定である。

教育会館敷地の返還が決まるまでの間、また、当該敷地の返還が決まった後も、事業者の選定や事業者による設計等の準備など、医療福祉拠点整備までに一定の期間を要する見込みであるなか、歳入確保の観点から県有地の一時的な活用を図る。

1. 活用方法

柔軟な契約期間設定ができ、かつ安定的に収入が見込めるため、時間貸し駐車場用地として民間事業者へ貸付けを行う

2. 貸付期間

平成31年(2019年)4月1日 ～ 平成32年(2020年)3月31日 (1年間)

※医療福祉拠点整備事業の状況によっては貸付契約を更新する。

3. 貸付面積

旧体育文化館等解体後の敷地 5,544.39 m²のうち 3,000 m² (120 台程度) ※別紙参照

4. 事業者の選定

一般競争入札 (入札公告：平成31年2月上旬予定、入札予定：3月上旬予定)

5. 収入見込額

約 5,000 千円

6. その他

旧体育文化館にかかる記憶保存の取組の一環として、旧体育文化館の模型(1/100スケール)を製作し、県民サロンにおいて展示(平成31年1月中)を行う予定。

金
片
県



